

## 原産地の事前教示申請手続きの概要

### 1. 申請の要件

- 申請者が、税関関連業務を行うための ID 番号を保有していること
- 申請対象貨物の輸入申告が行われていないこと
- 申請対象貨物が異議申立てや提訴の過程にないこと
- 申請対象貨物が再審査または事後調査の過程にないこと
- 輸入される貨物が申請者による売買取引の対象であること

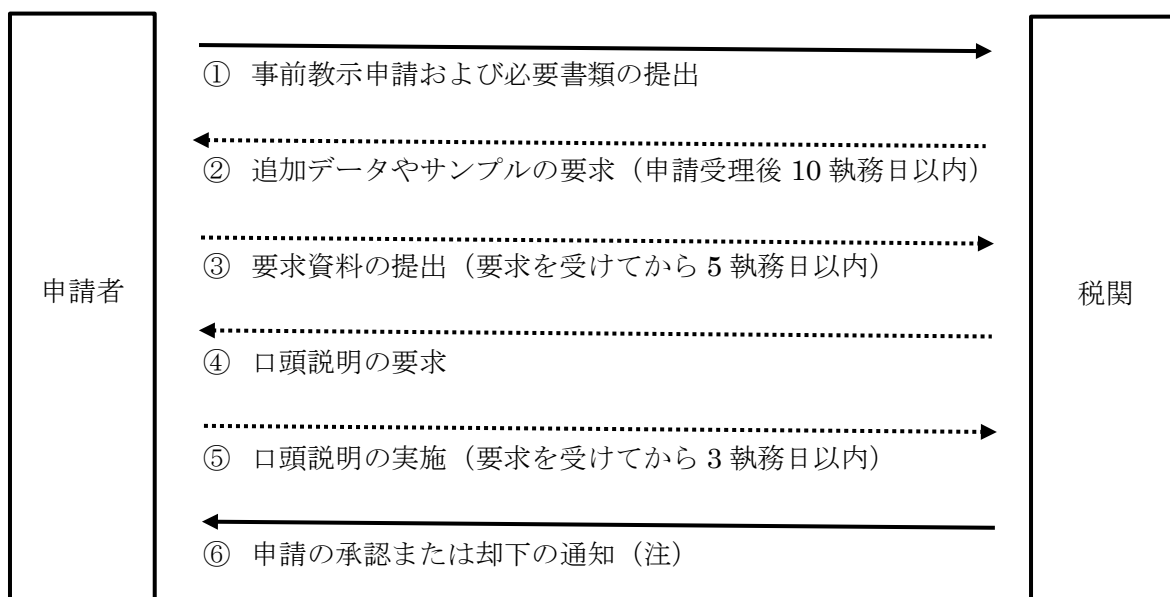
### 2. 申請者（＝事前教示申請を行える者）

- 輸出者または輸入者
- 一時蔵置場（TPB）または保税物流センター（PLB）の管理者/事業者
- 経済特区（KEK）または自由貿易地域（FTZ）の事業者
- 申請者の代理人、そのほか、上記 1 の「申請の要件」を満たす当事者

### 3. 必要書類

- 売買取引の存在を証明する文書  
発注書、注文確認書、売買契約書、請求書、信用状（L/C）、支払取引に関する同様の文書
- 原産地の特定に関する書類および技術データで、輸出者によって証明された次の書類
  - 製品を構成する原材料の詳細（価額を含む）
  - 原材料の原産国
  - 直接人件費（賃金、報酬および生産工程に関連するそのほかの労働手当を含む）
  - 直接・間接経費
  - コスト計算のためのほかのコスト
  - 利益
  - 商品の FOB 価格
  - 写真、パンフレット、カタログおよび製品の仕様
  - 生産工程と製造の流れ
  - 製造のための原材料を含む製品の分類（HS コード）
  - 原材料の輸入時に使用された原産地証明書、または商品の原産地を確認できる文書
  - 原産国を決定する際の考慮事項として、製品の原産地に関する情報が含まれるそのほかの文書
  - 提出されたデータが正しいことを示す輸出業者からの声明書

#### 4. 申請の流れ



(注) 税関は、申請が不備なく受理された日から 40 執務日以内に申請者に通知しなければならない。ただし、申請者が AEO (認定事業者) または MITA (通関優先パートナー) の場合は 30 執務日以内に通知しなければならない。

「申請が不備なく受理された日」とは、申請者による当初の申請日 (①) ではなく、税関からの要求資料の提出 (③) や口頭説明 (⑤) を踏まえ、不備がないと税関が判断の上、受理した時点とみなされる可能性があることに留意が必要

#### 5. 事前教示の有効期間

決定書 (PKBSI) の発行日から 3 年間

(出所) 財務大臣規程 2022 年第 7 号を基にジェトロ作成

(免責事項)

本短信で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本短信で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。